

年 月 日

## 事前協議書

▽集客施設で、建築物の施設面積※が 300 m<sup>2</sup>以上のものを新築又は増築する場合

▽共同住宅等で、住戸総数が 10 戸・10 室以上のものを新築又は増築する場合

※対象施設の用途・規模については手引をご確認ください。

『自転車駐車場の附置等に関する手引』をホームページからダウンロードし

選択してチェック →

集客施設であれば P.4、P.5 及び P.6～P.12 までをお読みください。

共同住宅等であれば P.4、P.5 及び P.13 をお読みください。

### 【共同住宅等】

一区画の専有面積が、30 m<sup>2</sup>以下と 30 m<sup>2</sup>を超える場合で住戸 1 戸ごとの附置台数が異なります。

「自転車駐車場設置（変更）届出書（共同住宅等用）」を仮作成し、正式な届出の前に、この事前協議書と届出書類一式を 1 部提出（窓口を持参 or 電子メール）して、ご相談ください。

### 【集客施設】

#### ① 施設の各階平面図

『手引き』P.9 から P.11 までに“施設面積の考え方”の詳細が解説されていますので、各階の用途ごとの施設面積が分かるように、色分けしてください。

#### ② 施設面積の積算内訳書

①で作成した色分け図から、施設面積を用途ごとに足し上げた表を作成してください。

#### ③ 試算による自転車駐車場の規模の算出計算書

ホームページからダウンロードした計算書に数値を入力し、附置台数を算出してください。

※ 集客施設の附置台数の算出においては、施設面積の捉え方で台数が大きく前後します。

正式な届出の前に、この事前協議書と届出書類一式を 1 部提出（窓口を持参 or 電子メール）して、ご相談ください。

## 窓口での相談受付は、事前予約制としています！

お手数ですが、日程調整のため下記の担当あてにメール又は電話にてご連絡ください。

※ 開庁時間は平日 8 時 45 分～12 時、13 時～17 時 15 分です

【担当】横浜市道路・交通政策局 道路政策課 附置義務担当

TEL: 045-671-3644 FAX: 045-550-4892 e-mail: do-huchi@city.yokohama.lg.jp

ご相談者様情報 <建築場所: \_\_\_\_\_ 区>

所在地（住所）:

名称（氏名）:

TEL:

e-mail:

担当者名: